

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)

改正案

現行

<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製品</p>	<p>一〇九 (略)</p>	<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製品</p>	<p>一〇九 (略)</p>						
<p>(第一種特定化学物質)          第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)          第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。          一〇十五 (略)          十六 二一(二H)一・二・三ーベンゾトリアゾールー二ーイ          ル)ー四・六ージーターシャリーブチルフェノール          (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)          第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>						<p>(第一種特定化学物質)          第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)          第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。          一〇十五 (略)          (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)          第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>					

十一 | (二H) | 一・二  
・三 | ベンゾトリアゾ  
ール | (二) | イル | 一 | 四  
・六 | ジー | ター | シヤリ  
ー | ブチル | フェノール

一 | 化粧板  
二 | 接着剤 (動植物系のものを除く  
。)、パテ及び閉そく用又はシー  
リング用の充てん料  
三 | 塗料及び印刷用インキ  
四 | ヘルメット  
五 | ラジエーターグリルその他の自動  
車の部品 (金属製のものを除く。  
六 | 照明カバー  
七 | 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡の  
フレーム  
八 | 防臭剤  
九 | ワックス  
十 | サーフボード  
十一 | インキリボン  
十二 | 印画紙  
十三 | ボタン  
十四 | 管、浴槽その他のプラスチック  
製品 (成形したものに限り。)

(新規)

(新規)